

## 安全データシート

作成日 2016年6月1日

## 1. 製品および会社情報

製品名称 合金鋼鍛鋼品  
 製造者 大平洋製鋼株式会社  
 所在地 富山県富山市下新日曹町1番93号  
 担当部署 品質保証部 環境管理課  
 電話番号 076-432-4096

## 2. 危険有害性の要約

## GHS 分類

[物理化学的危険性]

いずれの項目についても分類できないか、分類対象外である。

[健康有害性]

項目	区分	危険性情報	
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	2A	強い眼刺激	
呼吸器感作性	1	吸入するとアレルギー、喘息 または呼吸困難を起こす恐れ	
皮膚感作性	1	アレルギー性皮膚反応を起こす恐れ	
生殖細胞変異原性	2	遺伝性疾患の恐れに近い	
発がん性	2	発がん性の恐れに近い	
生殖毒性	1B	生殖能又は胎児への悪影響の恐れ	
特定標的臓器毒性	単回曝露・呼吸器	2	呼吸器の障害の恐れ
	単回曝露・腎	2	腎への障害の恐れ
	反復曝露・神経系	2	長期にわたる、または反復曝露による 神経系の障害の恐れ
	反復曝露・呼吸器	2	長期にわたる、または反復曝露による 呼吸器の障害の恐れ

上記以外の項目については分類できないか、分類対象外である。

[環境有害性]

いずれの項目についても分類できない。

[ピクトグラム]



[注意喚起語]

危険

[安全対策]

- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

[応急措置]

- 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 目に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続けること。
- ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。また、医師の診断や手当を受けること。
- 気分が悪いときは、医師の診断や手当を受けること。
- 皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断や手当を受けること。
- 眼の刺激が続く場合、医師の診断や手当を受けること。
- 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。
- 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- その他特別な処置が必要な場合、当データシートを参考にすること。

[保管]

- 施錠して保管すること。

[廃棄]

- 使用後の製品、端材、梱包材等は再利用に努めること。
- 廃棄する場合は現地の法令等に従って適切に廃棄すること。

## 3. 組成および成分情報

[単体／混合物の区分]

混合物(合金)

[名称等を通知すべき危険物及び有害物]

成分	濃度(%) <sup>*1</sup>	安衛法	化管法	CAS No.
アンチモン及びその化合物	< 0.010	38	31	7440-36-0
クロム及びその化合物 (6価クロム化合物を含まない)	< 9.5	142	87	7440-47-3
コバルト及びその化合物	< 0.10	172	132	7440-48-4
スズ及びその化合物 (有機スズ化合物を含まない)	< 0.10	322	—	7440-31-5
タングステン及びその化合物	< 2.0	337	—	7440-33-7
タンタル及びその化合物	< 1.0	338	—	7440-25-7
銅及びその化合物	< 0.30	379	—	7440-50-8
鉛及びその化合物	< 0.050	411	304,305	7439-92-1
ニッケル及びその化合物	< 4.0	418	308,309	7440-02-0
ヒ素及びその化合物	< 0.050	458	332	7440-38-2
マンガン及びその化合物	< 2.5	550	412	7439-96-5
モリブデン及びその化合物	< 1.5	603	453	7439-98-7
バナジウム化合物	< 1.0	—	321	—

\*1:成分元素単体の濃度である。

## 備考

上表成分以外に主要成分として鋼種に応じた濃度の炭素を含む。

上表成分以外に微量元素としてケイ素、リン、硫黄、アルミニウム、窒素等を含む。

製品から上表成分、炭素、微量元素を除いた残部は鉄である。

## 4. 応急処置

2 項中の[応急処置]を参照。

## 5. 火災時の措置

本製品は不燃性の固体であり、通常環境下において燃焼の恐れはない。

しかし、研磨や切削等の加工によって発生する粉塵は可燃性または爆発性を有する恐れがある。

粉塵が燃焼した場合、消火には乾燥砂を使用すること。

また、粉塵は吸湿により発火または爆発する恐れがあるため、注水は避けること。

## 6. 漏出時の措置

本製品は固体であり、通常環境下において漏出の恐れはない。

しかし、本製品に研磨や切削等の加工を施すことによって飛散性の粉塵が発生する恐れがあるので、その場合は以下の事項に注意すること。

特に、本製品を研磨・切削する作業が『粉じん障害防止規則』に定める「特定粉じん作業」に該当する場合、同規則で定める事項を順守すること。

### [人体に対する注意事項、保護具、緊急時措置]

適切な保護眼鏡を着用し、目への侵入を防ぐこと。

適切な保護マスクを着用し、吸入を防ぐこと。

適切な保護衣を着用し、皮膚への付着を避けると共に、作業場外へ出る場合は付着した粉塵を除去すること。

その他必要と思われる保護具を着用すること。

身体に異常を感じた場合、医師に連絡し、診察を受けること。

### [環境に対する注意事項]

粉塵が作業場外に飛散しないよう必要な措置を講ずること。

作業場は定期的に清掃すること。

湿潤環境下で研磨・切削する場合、または集塵方式が湿式の場合、集塵廃液適切に処理すること。

### [封じ込め及び浄化の方法及び機材、回収、中和等の浄化の方法及び機材等]

発生した粉塵は局所集塵または建屋集塵を実施することで回収すること。

あるいは研磨・切削作業中に湿潤な環境を保つことで、粉塵の飛散を防止すること。

回収した粉塵は容器に保管するか、造粒またはその他の方法により飛散を防止すること。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### [取り扱い上の注意]

本製品は重量物であり、取扱時は転倒や落下を防止するための措置を講ずること。

研磨・切削等の加工により発生した粉塵の付着や吸入を防止するための措置を講ずること。

本製品に熱処理や溶接等を施す場合、火傷を負う恐れがあるので注意すること。

機械加工により発生する切削屑に触れた場合、切創を負う恐れがあるので注意すること。

### [保管上の注意]

酸や腐食性の液体と接触した場合、腐食や変質の恐れがあるので接触を避けること。

水分が存在する場合、腐食が促進される恐れがあるので注意すること。

発生した粉塵に油がしみ込んだ場合、自然発火する恐れがあるので接触を避けること。

発生した粉塵は吸湿により発火する恐れがあるので、湿度の高い場所での保管は避けること。

発生した粉塵は加熱により発火する恐れがあるので、高温になる場所での保管は避けること。

## 8. 曝露防止及び保護措置

本製品は固体であり、通常環境下において曝露の危険は無い。

しかし、本製品に研磨や切削等の加工を施すことによって飛散性の粉塵が発生する恐れがあるので、その場合は以下の事項に注意すること。

## [曝露防止]

限界値：データ無し

許容濃度：データ無し

可能な限りばく露を軽減するための設備対策

- ・ 局所集塵または建屋集塵設備の設置

## [保護措置]

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面の着用

## 9. 物理的及び化学的性質

外 観： 黒色、または金属光沢を有する固体

臭 い： 無臭

融 点： 組成による

比 重： 組成による

溶解度： 水に不溶

## 10. 安定性及び反応性

## [避けるべき条件]

転倒や落下の恐れのある不安定な箇所での使用または保管を避けること。

加熱により変形や性質の変化を伴う恐れがあるので注意すること。

## [混触危険物質]

酸や腐食性の液体は本製品を腐食、変質させる恐れがある。

酸や腐食性の液体と本製品の接触により有害なガスが発生する恐れがある。

水分は本製品の酸化を促進する恐れがある。

## [危険有害な分解生成物]

本製品を腐食させた酸液は有害な重金属を含む恐れがある。

## 11. 有害性情報

2 項を参照。

## 12. 環境影響情報

2 項中の[環境有害性]を参照。

## 13. 廃棄上の注意

2 項中の[廃棄]を参照。

## 14. 輸送上の注意

転倒や落下を防止するための措置を講ずること。

## 15. 適用法定

- 労働安全衛生法 : 第 57 条(表示対象物質)  
第 57 条の 2(通知対象物質)  
(該当成分と個別の番号は 3 項の「安衛法」の欄を参照)
- 特定化学物質障害予防規則 : 第 2 条第 5 号(管理第 2 類物質)  
別表第 1 第 33 号  
マンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物  
(当該物質の含有量が重量の 1%以下のものを除く)\*
- 化学物質排出管理促進法 : 第 2 条第 2 項(第 1 種指定化学物質)  
(該当成分と個別の番号は 3 項の「安衛法」の欄を参照)
- 消防法 : 非該当
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当

\* 製品によっては含有量が 1%以下の場合があるので、必要な場合は個別に確認すること。

## 16. その他の情報

[参考資料等]

経済産業省 化管法 SDS 制度について

([http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html))

経済産業省 GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

([http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html))

経済産業省 GHS 混合物分類判定システム(ver 2.0)

([http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_auto\\_classification\\_tool\\_ver4.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html))

厚生労働省 GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報

([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)) 2016 年 4~5 月閲覧

独立行政法人製品評価技術基盤機構

([http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop))

上記 web サイトを 2016 年 4~5 月に閲覧した情報を基にしている。

[注意事項]

- ・ 本 SDS は本製品の取扱上の安全を確保するための情報提供を目的としており、弊社製品の安全性や品質を保証するものではありません。
- ・ また、本 SDS は、現時点で判明している情報に基づいて作成したものであり、現時点で安全とみなされている事項が、新たな情報の判明により危険と判断される恐れがあります。従って、本 SDS に則って本製品を使用することが将来に渡る安全を保証するものではありません。
- ・ 新たな情報が判明した場合、本 SDS は断りなく更新・修正される場合があります。
- ・ 本製品の詳細な組成は、個別の製品ごとに作成している分析結果をご参照ください。
- ・ 本製品の使用に当たっては、本 SDS だけではなく労働安全衛生関係法令・規則で要求される順守事項を理解し、使用者各位において必要な保護具や設備、措置等を講じてください。

[改訂履歴]

2016年6月1日 初版制定